

令和4年9月

乙訓環境衛生組合第3回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会令和4年第3回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	2
○日程 2	会期の決定	2
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第4号 例月出納検査の結果報告について	3
○日程 5	第8号議案 乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	4
○日程 6	第9号議案 令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について	5
○日程 7	第10号議案 令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)について	2 2
○閉会	2 5

乙訓環境衛生組合議会令和4年第3回定例会
議事日程第3号

令和4年9月28日(水)
午前10時00分開議

○出席議員(8名)

向日市	佐藤新一議員	飛鳥井佳子議員
	太田秀明議員	
長岡京市	田村直義議員	富田達也議員
	小原明大議員	
大山崎町	島一嘉議員	井上治夫議員

○欠席議員

岸孝雄議員

○事務局職員出席者

書記 長谷川 徹 主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(8名)

前川 光	管理者(大山崎町長)
中小路 健吾	副管理者(長岡京市長)
安田 守	副管理者(向日市長)
山田 勝吉	監査委員
河野 一武	事務局 長
北村 光子	会計 管理 者
古賀 一徳	総務 課 長
服部 潤	施設 業務 課 長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定
日程 3	管理者の諸報告
日程 4	監査報告第4号 例月出納検査の結果報告について
日程 5	第8号議案 乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程 6 第 9 号議案 令和 3 年度乙訓環境衛生組合一般会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程 5 第 10 号議案 令和 4 年度乙訓環境衛生組合一般会計補正
予算（第 2 号）について

○会議録署名議員

向日市 太田秀明議員
長岡京市 小原明大議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前 10 時 00 分

○田村直義議長 皆さん、おはようございます。

会議に入ります前に、ご報告申し上げます。

まず、岸孝雄議員より、本日欠席する旨の届出がされましたのでご報告をさせていただきます。また、富田議員から少々到着が遅れる旨、連絡がありましたのでご報告をさせていただきます。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は 7 名であります。地方自治法第 113 条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会令和 4 年第 3 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、この場をお借りして本日の定例会における対応へのお願いがあります。各定例会の冒頭でもお願いをいたしておりますが、新型コロナウイルスの感染状況は現在、新規感染者数は減少傾向にはあるものの第 7 波が収束していない中、長時間、密閉空間に集まることによる新型コロナウイルスへの感染リスクに備える観点から、今回の定例会におきましても議案への質疑内容はできる限り要点を絞っていただき、円滑に議会運営を行えますよう皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 77 条の規定により、太田秀明議員、小原明大議員の両議員を指名いたします。

○

○田村直義議長 次に日程 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、よって会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○

○田村直義議長 次に日程3、「管理者の諸報告」であります。

前川管理者。

○前川 光管理者 皆さん、おはようございます。本日、乙訓環境衛生組合議会令和4年第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがたく厚くお礼を申し上げます。

初めに、議員各位には去る7月1日に先進地視察として、サントリープロダクツ株式会社宇治川工場及び大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖処分場をご視察いただきましたが、大変暑い中でしたし、大変ご参加賜り、大変お疲れでございまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、管理者諸報告を申し上げます。

初めに、親子教室の開催についてであります。夏休みの期間を活用し小学生のお子様とその保護者の方を対象として、リサイクルプラザで開催いたしております「親子教室」につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、ガラス工芸教室、自転車修理教室、木工教室の各教室を開催し多数のご参加をいただきました。また、教室にご参加される機会を活用し、各教室の初めにごみの減量やリサイクルについて、親子で学んでいただく時間を設けまして環境学習にも取り組みました。今後におきましても、子供から大人まで幅広い年齢層を対象に環境に配慮した意識の定着を目指しまして、環境学習にも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

次に、「第24回リサイクルフェア」の開催についてであります。リサイクル推進事業の一環として開催し、今年度で第24回目となりますリサイクルフェアにつきましては、10月3日から10月25日までを開催期間として組合ホームページ上でオンラインにより開催するため、現在、特設サイトの準備を進めております。特設サイトは、再生自転車・再生家具の販売、バーチャル施設見学、環境クイズのほか、廃棄物処理の流れや現状を紹介した動画を追加し、環境啓発に関する情報を発信する予定としております。リサイクルフェアにつきましては、令和2年度からオンライン開催に切り替えまして、毎年、開催期間中には大変多くのアクセスをいただいております。この機会を活用いたしまして、住民の皆様がごみの減量やリサイクルをはじめ、環境問題について理解を深めていただくきっかけづくりとなりますよう取り組んでおります。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○田村直義議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○田村直義議長 次に日程4、監査報告第4号「例月出納検査の結果報告」についてであります。監査委員の報告を求めます。

山田監査委員。

○山田勝吉監査委員 おはようございます。それでは、例月出納検査の結果報告をいたし

ます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上、例月出納検査結果報告といたします。

○田村直義議長 以上で、例月出納検査の結果報告を終わります。

○

○田村直義議長 次に日程5、第8号議案「乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程5、第8号議案「乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」その提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が改正されたことから、非常勤職員の育児休業の取得回数制限や取得要件の緩和及び取得の柔軟化を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、まず第2条では、子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日以降に任命権者を同じくする職に採用される可能性がある場合に取得可能とする要件を、子の出生後57日目から6か月を経過する日以降に短縮するものであります。

次に、第2条の3では、非常勤職員の子が1歳以上1歳6か月未満の期間に育児休業をしようとする場合の要件について、夫婦交替での取得を可能とするものであります。

次に、第2条の4では、非常勤職員の子が1歳6か月以上2歳未満の期間に育児休業をしようとする場合の要件について、夫婦交替での取得を可能とするものであります。

次に、第3条では、育児休業の取得回数制限が緩和され、原則2回まで取得可能となることから、同条で規定する特別の事情のうち、育児休業等計画書により申し出た場合の規定を削り、また任期の更新または引き続いての採用に伴う再度の育児休業について、非常勤職員に加え任期付職員等も取得できるように改正を行うものであります。

次に、第10条では、第3条の改正に伴い「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改正するものです。なお、この条例は令和4年10月1日から施行することといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

佐藤議員。

○佐藤新一議員 少し勉強させていただいたんですけども、育児休業法が改正されたと

いうそういう中での趣旨として、女性が出産と同時に退職する人が多いと、それを退職しないでというか継続して勤めてもらえるような育児休業法を改正しようという中で、今回出されたのが非正規の労働者についてもというような趣旨の改善が大きいということもあって、議案説明会のときも少しお聞きしたのですけれども、乙環では非正規労働者が今は採用されていないというような話を聞いていたのですが、こういう趣旨からいつてというのか、非正規だけでなく関連して正規の乙環の労働者、特に男性の育休を取る人が少ないというそういう中での改正にもなっていると聞いているんですけど、2点お聞きしたい。

1つは、男性の育休を取得されている方がどのぐらい乙環でおられるのか、あわせて近々というか近年に非常勤のそういう人を採用する予定があるのかどうか、この2点をちょっとお聞きしたいと思います。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 お答えいたします。まず、1点目の男性職員の育児休業の取得の実績でございますが、過去5年間遡りますと男性職員の育休取得はございませんが、今年度に産後の57日間の育休、男性職員が1名取得をいたしておりますので、今年度、組合として初めて男性職員の育休取得の実績があったということでございます。

非常勤職員の任用につきましては、現在のところ任用の予定はございません。
以上です。

○田村直義議長 よろしいですか。

他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第8号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第8号議案、乙訓環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○田村直義議長 次に日程6、第9号議案「令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは日程6、第9号議案「令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計

歳入歳出決算の認定」を受けるに当たりまして、その概要をご説明申し上げ提案説明といたします。

令和3年度の決算規模は、歳出総額では16億1,684万7,852円となり、前年度と比較いたしますと3,746万4,682円、率にして2.4%の増となりました。一方、歳入総額では16億3,509万5,110円となり、前年度と比較いたしますと3,603万2,795円、率にして2.3%の増となりました。決算収支におきましては、歳入歳出差引額で1,824万7,258円となり、実質収支額におきましても同額の黒字となっております。また、予算現額に対する比率では、歳入では100.1%、歳出では99.0%となったところであります。

令和3年度事業の概要といたしましては、まず歳出では各施設において、廃棄物を安全・安定して適正に処理するための維持管理経費のほか、令和2年度から関係市町との協働により進めて参りました廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理基本計画」及び当該基本計画に基づき、本組合各施設の今後の整備方針を定める「一般廃棄物処理施設整備基本構想」を策定いたしました。また、循環型社会の形成に向けたごみ減量や資源循環、また地球温暖化対策などの啓発事業といたしまして、組合ホームページを活用してオンラインによりリサイクルフェアを開催し、工芸教室につきましても感染防止対策を講じて教室を再開し、環境啓発に取り組んだところであります。

次に歳入では、社会経済活動の再開による事業系ごみ搬入量の増加や、市場価格が大幅に下落いたしておりました鉄・アルミ等の有価物売払単価の回復によりまして、ごみ処理手数料や有価物売払代金等の収入が増収となりました。また、歳出・公債費の増加に伴いまして、市町分担金が増加いたしました。また、関係市町の厳しい財政状況を踏まえ、財政調整基金の一部を繰り入れることによりまして、関係市町の財政負担の軽減を図りました。

最後に、令和3年度末における組合債の現在高は31億1,122万2,524円となり、また財政調整基金の令和3年度末の現在高は1億2,054万5,281円となっております。

以上が、令和3年度決算の概要であります。なお、詳細につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

よろしくようお願い申し上げます。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 それでは、引き続きまして私の方から、「令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計歳入歳出決算」の内容につきましてご説明を申し上げます。

令和3年度の決算規模は、歳入で16億3,509万5,110円、歳出で16億1,684万7,852円となり、予算現額に対します執行率は、歳入で100.1%、歳出で99.0%となったところでございます。また、前年度決算額等を比較いたしま

すと、歳入で3,603万2,795円、2.3%の増、歳出で3,746万4,682円、2.4%の増となっております。

それでは、令和3年度歳入歳出決算書に基づきましてご説明を申し上げます。

決算書5、6ページ、歳入事項別明細書をお開き願います。

款1分担金及び負担金は、13億1,596万5,000円でございます。

次に、款2使用料及び手数料では、項1使用料で敷地占用料など12万1,700円を、また項2手数料で、ごみ処理手数料1億7,518万2,750円を収入いたしました。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入では、財政調整基金預金利子として6,089円を、また項2財産売払収入では、有価物等売払収入といたしまして4,321万223円を収入したところでございます。

次に、款4繰入金、項1繰入金では市町分担金の負担軽減を図るため、財政調整基金の方から5,610万円の繰り入れを行ったところでございます。款5繰越金は1,967万9,145円となります。

続きまして、款6諸収入でございます。次ページにまたいでおりますので7、8ページも合わせてご覧いただければと思います。

項1組合預金利子では、歳計現金預金利子として1,364円を、項2雑入では、余剰電力売却料や再商品化適合物返還金など2,482万8,839円を収入いたしております。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

決算書9、10ページをお開き願います。

款1議会費は108万8,432円となり、主な支出内容は議員報酬や会議録作成業務委託などの経費でございます。

次に、款2総務費は2億4,597万8,920円となり、主な支出内容につきましては項目別でご説明を申し上げます。9ページから16ページを順次ご覧いただければと思います。

項1総務管理費、目1一般管理費では1億6,537万3,468円となり、正副管理者及び職員16名に対します職員人件費として1億2,884万217円を、広報紙の発行や配布など広報事業として288万8,821円を、庁舎の維持管理経費として庁舎管理事業で1,150万9,003円を、職場の安全衛生及び職員の健康管理に関する経費と安全衛生管理事業として281万3,489円を、電算機器の保守管理に関する経費を電算システム管理事業として533万1,752円を、管理者交際費や講習負担金など一般事業に関する経費を一般管理事業として657万4,955円を、情報公開や個人情報等に係る経費を情報管理事業として299万6,771円を、地球温暖化対策、環境マネジメントシステム及び一般廃棄物処理基本計画等策定業務に係ります経費を政策推進事業として441万8,460円を、それぞれ支出したものでございま

す。

続きまして、目2会計管理費では、組合内の共通物品の購入や会計事務用伝票等の印刷に係る経費を会計管理事業として9万989円を支出したものでございます。

次に、目3財産管理費では、場内緑地部の除草管理など組合財産の関します経費を財産管理事業として118万2,216円を支出したところでございます。目4公平委員会費では、委員報酬及び事務用備品等の購入に関する経費を公平委員会運営事業として2万5,470円を、また目5基金費では、基金運用事業及び基金積立事業として財政調整基金や財政調整基金利子7,894万4,089円を積み立てたものでございます。

次に、項2監査委員費、目1監査委員費で委員報酬及び工事技術調査業務に係る経費を監査事務事業として36万2,688円を支出したところでございます。

引き続きまして、款3衛生費では6億5,191万8,998円となり、目別にご説明を申し上げますと15ページから26ページをご覧いただければと思います。

目1清掃総務費では9,596万1,267円となり、その支出内容につきましては、職員12名に対します職員人件費として9,587万5,818円を、作業服など衣服貸与に係る経費として清掃総務管理事業として8万5,449円を支出したものでございます。

次に、目2ごみ処理費では3億1,515万6,681円となり、ごみ焼却施設の維持管理等に関する経費をごみ処理施設運転管理事業として3億1,465万8,181円を、公害健康被害の補償に関する法律に基づく健康被害の補償に関する経費を、公害健康被害補償事業として49万8,500円をそれぞれ支出したものでございます。

目3し尿処理費は2,204万8,396円となり、し尿処理施設の維持管理等に関する経費をし尿処理施設運転管理事業として2,126万8,053円を、また京都府流域下水道終末処理施設への投入の経費として下水道投入事業で78万343円を支出したものでございます。

次に、目4埋立地管理費は855万3,664円となり、勝竜寺埋立地の維持管理に関する経費を埋立地施設運転管理事業として支出したものでございます。

続きまして、5目リサイクルプラザ費では1億5,525万9,957円となり、リサイクルプラザの維持管理に関する経費をリサイクルプラザ運転管理事業として1億4,763万1,552円を、また再生工場の運営管理に関する経費を再生工場事業で265万5,265円を、リサイクルプラザ棟の維持管理に関する経費をリサイクルプラザ棟管理事業として497万3,140円をそれぞれ支出したものでございます。

次に、目6ストックヤード管理費では5,493万9,033円となり、ストックヤード施設の維持管理に関する経費を支出したものでございます。

続きまして、款4事業費では2億9,135万7,943円となり、目別にご説明を申し上げますと25、26ページをお開きいただきたいと思ひます。

目1ごみ処理施設改修事業費では1億5,516万4,900円となり、焼却炉の定

期補修工事に関する経費をごみ処理施設改修事業として1億5,273万3,900円を、ろ過機整備工事や井戸の浚渫工事などの経費を附帯設備の改修事業として243万1,000円を支出したものでございます。

次に、目2埋立処分事業費は8,049万7,513円となり、大阪湾フェニックス広域処分場の最終処分等を行う経費を廃棄物埋立処分事業として6,369万6,580円を、また焼却残灰の搬出経費を廃棄物搬出事業として1,680万933円を支出したものでございます。目3リサイクルプラザ改修事業費は5,569万5,530円となり、プラント定期補修工事及びポンプ類の整備やコンベアや消耗部品の交換工事に関する経費をリサイクルプラザ改修事業として支出したものでございます。

続きまして、款5公債費は4億2,650万3,559円となり、目別にご説明を申し上げます。目1元金では、長期債償還元金として13件に対します4億2,016万163円を、また目2利子では、長期債償還利子として14件に対します634万3,396円を支出したものでございます。款6予備費の執行はございません。

続きまして29ページ、実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入歳出決算に対します差引額は1,824万7,000円となり、また翌年への繰越財源が生じないことから同額の1,824万7,000円が実質収支となったところでございます。

続きまして30、31ページ、財産に関する調書をお開き願います。

当該年度中に勝竜寺埋立地内に存在しておりました国有用地につきまして、近畿財務局京都財務事務所と協議を重ね無償で譲渡していただきましたことによりまして、土地で186平方メートルの増加が生じたものでございます。なお、建物についての増減は生じておりません。

次に32ページ、物品及び基金をお開き願います。

物品において、モーター等の振動レベル計1台を廃棄処分いたしました。

最後に、令和3年度財政調整基金現在高は1億2,054万5,000円でございます。

以上が、令和3年度歳入歳出決算の説明となります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○**田村直義議長** 次に、監査委員から審査意見の報告をお願いします。

山田監査委員。

○**山田勝吉監査委員** それでは、令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計歳入歳出決算実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、審査意見を提出いたしましたので、その概要を申し上げます。

審査の方法といたしましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、管理者から提出されました一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書についての書類審査を行い、併せ

て担当課長から説明を聴取いたしました。

また、計数の確認、予算の執行効率、管理の適否等を厳正に審査し、その結果、いずれも関係法令に基づいて作成され、これらの記載された計数はいずれも歳入歳出簿、その他の諸帳簿に符合しており、計数は正確であり事務の処理状況、歳入歳出の予算執行につきましても適正に行われていました。

詳細につきましては、お手元に配付しております意見書をご覧くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○田村直義議長 　ただいま管理者と事務局長から提案理由の説明、また監査委員から審査意見の報告がありました。本件について質疑を行います。質疑の方法といたしまして、歳入・歳出別にお願いをいたします。

まず、歳入についての質疑を行います。ご質疑ございませんか。

佐藤議員。

○佐藤新一議員 　歳入歳出ではないんですけど、監査意見書があったんですけど、その3ページのところに財政状況の表があって、実質単年度収支が一番下のところにあるんですけども、間違いなのかどうか分からないんですけどもJとなっているんです。基金取崩し額がJであって、実質単年度収支の前年度のやつを見直してみたんですけど記号はないんです。改めて、今回だけJが2つあるみたいな形になっているので、ちょっとお伺いしたいなと思ったんです。細かい話ですみません。

○田村直義議長 　古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 　ただいまご指摘の件ですが、大変失礼いたしました。こちらは、記号の誤りでございます。本来、Jの次ですのでKとさせていただくべきところJとなっています。お詫びいたします。

○田村直義議長 　他にございませんか。

太田議員。

○太田秀明議員 　不納欠損額が60万7,600円出てるんですけど、これ前にもお話ししたのですが、何らかの担保を取るべきではないかなというお話をさせていただいたんですけど、銀行の担保は10万円取っていると、これはちょっと意味が分からないのですが、そういう形で業者から何らかの担保を取るべきではないかなというふうに思いまして、過去そういう業者のいわゆる不払いというのはあったのかどうかを含めてお伺いします。

○田村直義議長 　服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 　ちょっと聞き取りにくかったんですけど。

○太田秀明議員 　ごめんなさい。身体がちょっと弱いのですみません。

不納欠損金ですけども、60万7,600円入ったんですね。これ前にもお話ししていたように、やはり業者から担保を取ってやるべきではないかなというふうにお話しし

たんですけど、その対策をどう考えておられるのかということと、今までこういうケースがどのぐらいあったのかということを含めて、聞こえますか。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 以前にもご指摘いただきましたけども過去に1件、年代は忘れましたが1件だけありました。それ以降、今回が平成27年、平成28年度分ですけども2回目ということでございます。

対策としましては、近隣自治体の方にいろいろ調査をかけた上で、どの様な方法でやっているかいろいろ調査してるんですけども、団体で調査したところ1件のみ徴収してありますよ、保証金の徴収してありますよということで、その根拠やどういう方法でしているかとか、あとどれぐらいの業者からもらうのか、全てもらうのかということもいろいろボリュームが大変情報量が多くなってしまいますので、今その辺はちょっと課の中で調査しながら再度どういうふうにしていったらベストな方法か、またプールするお金に対しても銀行に預け入れたら利子がつく、組合で保管していても盗難とかの危険もありますので、その辺もクリアしていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、今後の課題となっているんですけども、よりよい方向で進んで行けたらなというふうには思っています。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 莫大な金額を担保するというのではなくて、何らかの形で取るべきではないかなというふうに思いますし、金融機関の10万円という担保、これはどこから預かっているわけですよ。ずっと昔から、違いましたっけ。それは永久に返さないのか、というふうなことも含めてお伺いしたいと思います。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 銀行の担保金ですが、こちらは指定金融機関との契約の中で、10万円の担保金ということで契約上定められておりまして、その額を預かっているということです。

○太田秀明議員 契約上なんですね。

○田村直義議長 他、ございませんか。

なければ、次に歳出についての質疑を行います。ご質疑ございませんか。

小原議員。

○小原明大議員 すみません。ちょっと全般に関わっちゃうんですけども、事務報告で忘れているだけやったら申し訳ないんですけど、1ページで施設の稼働目標年次等を踏まえた維持補修計画の見直しを検討して経費の節減を図ったということなんですけれども、内容とどのぐらいの成果があったのかというのを少し教えていただいてもいいでしょうか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 予算全般での組合全体の考え方でございますが、これまでは施設の

維持補修に関しましては機械によりましてとか毎年度でありますとか、隔年、3年に1回など施設の稼働上の消耗状態、それをメーカー推奨の基準と組合のこれまでの運営した実績に応じまして、一定の期間で定めて補修経費を上げてきたわけですが、昨年策定いたしました基本構想の中で施設の最終年度、方針ですけれども、そこを定めましたので、そこから逆算して一番回数を少なく効率的に整備できるように、あわせて今の頻度を残り年数を考えて、今の周期で整備すべきかもう1年延ばせるかというところを施設ごとに吟味した上で、予算編成をさせていただいたというところでございます。ですので、金額で経費としてはなかなか総額幾ら効果が出ているというところまではお答えできないのが現状でございます。

以上です。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました、ありがとうございます。

あと、これも全般かもしれませんが、事務報告の64、65ページでゴミ質の分析結果というのが出ておりますけれども、水分が40%とかいろいろありますけれども、これは例えば全国的なデータと比べてどうかなどと言うと、この乙訓地域というのはどういう位置にあるのかなというのを知りたいなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 全国的な数字はちょっと把握はしてないんですけども、私が見学や議員視察と一緒に同行させていただいて思うのは、ゴミ質は似ているのかなと思います。現状、どこの市町でもプラスチック類が増えてきて厨芥類が減ってきているというのはお話ではさせてもらっています。水分・灰分・可燃分とありますけど、そんなに全国平均と変わらないかなというふうに思っています。ただ、見た目で判断すると他市も他の自治体も、組合のゴミとさほど変化はないかなというふうに思っております。

以上です。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 ありがとうございます。

事務報告の7ページでは、市町別の搬入及び処理量ということで出ていまして、令和3年度ですので特に長岡京市は影響が現れているのかなと思っているんですけど、その後、向日市、大山崎町も改革に取り組まれる中で減量が進んでいるのかなと思っているんですけども、令和3年度はこういうデータでしたが、その後の例えば今年度の見通しとかで言うと、どんなものでしょうか。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 指定ゴミ袋が導入されて向日市が令和3年度の2月、長岡京市が令和2年度の2月導入ということで、どちらも大体よく似たペースで減ってきています。2月の時点ではどちらも15%程度、向日市では15.6%、10%台をずっと半

年間、長岡京市も1年間ぐらいずっと継続で減少しております。

その後、長岡京市が1年たちまして、2%の推移ですと減ってきているということでございます。ある程度、一定、指定ごみ袋に切り替わった時点では10%程度の減少率だったんですけど、長岡京市が1年経過して分別が徹底されてきたと、あとは住民の努力で2%全体的に減ということで推移してきているというふうに思っております。

大山崎町の方につきましては、大体6%、7%で自然減という形で減少しています。以上です。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 ありがとうございます。

先ほど、諸報告でもオンラインでフェアの開催という、見学の動画がアップされているなどいろいろ工夫をしていただいていると思うんですけど、この間、長岡京市議会で高校生と懇談をしたときに、高校生がホームページとかよりも、SNSというよりも、T i k T o kみたいな動画がどんどん流れてくるといいますか、そういうものでいろんな情報を得ているというような話がありまして、このごみというのはかなり生活に密着した関心の高いものですし、施設の中なんて非常に私も見学して面白いと思いますし、あとごみの分別の仕方とかいろんな知恵というのは非常に市民の関心の高いところかなと思う中で、ホームページも良いんですけど、本当にそういうもっと短い動画で発信をしていくと非常に興味を持たれやすいのかなということをもふと思ったんですけど、かといってあまり委託でやっても面白くないかもしれないかなと思って、例えばそんなのが好きな職員とかおられたら積極的にチャレンジしてもらったらどうかなとか思っているんですけど、そんな方おられませんかね。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ちょっとうちの職員の中に、そういうのが特に長けているという職員がいるかどうかというのは私ちょっと存じ上げてはおりませんが、今ご提案をいただいているような内容につきましては、もちろん情報発信という視点から見れば必要なことだと思っておりますので、そういったところは十分に検討する中で、こういった形が一番周知徹底につながっていくのかということも含め、また費用対効果も十分勘案する中で進めていきたい、そのように考えています。

○小原明大議員 ありがとうございます。

○田村直義議長 井上議員。

○井上治夫議員 決算書20ページの下水道投入事業で、負担金の負担割合というのはどんなふうになっているのか。負担の仕方というのはどうなっているのか。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 負担割合というのは、組合で処理したし尿、浄化処理を含めまして、それを前処理をしましてあと希釈等調整をして下水道へ投入させてもらっているんですけども、その投入立米に単価を掛けたものということです。

○田村直義議長 井上議員。

○井上治夫議員 ちょっと歳入まで戻って悪いんですけど、いわゆる負担金という、市町負担金というのが決算書6ページにあって、何回もこの問題をご指摘しているんですけども、事務報告の7ページを見ていたらごみ搬入量は、詳しくは言いませんけど大山崎町は9.81%のごみを搬入していて、総搬入量ですけども負担金の方は11.44%になっているという差が2.02%あって、額にして2,600万円ほど大山崎町は負担が多いとなっています。それも何回も指摘してきたんですけども、別に大山崎町が多いから減らしてくれというだけじゃなくて、負担割合について検討していくことが必要じゃないかというふうに思っています。今言われたように、下水道の方は均等割はなしで流入量割に100%、二市一町もそうなっていると思うんですけど、そういう負担の仕方をしていきますし、ピロティおとくにでは均等割が15%、人口割が60%、事業所割が25%というふうに聞いてます。

また、済生会病院の隣に乙訓休日診療所というのがあって、それも今検討していて来年から利用者割で負担していく方向で検討がされているというふうに伺ってまして、そういう意味ではこの乙環議会でこの負担金の割合を決めるのがふさわしいかどうか、僕も議論してきた中であれですけども、いろんところの負担金というものを考えながら、50年前の負担割合ではなくて近代的な情報に従って公平性というか、税の公平性にほとんど税金でやっている乙環ですから、公平性が住民にも納得できるような形で負担金を乙環で議論するというよりも二市一町の中で議論してほしい。多分、乙環をつくる前、議会が始まる前だって負担割合を決めてここをつくったと思うので、そこに戻しても負担割合について何とか一歩踏み出すというか、全額搬入量割とは思いませんけども、一歩でも負担割合について検討するというのを進めてほしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただ今のご指摘でございますけれども、従来よりいただいている内容でございます。そちらの内容につきましては、今現在、事務方の方で検討をしているというような状況でございます。

ご承知のとおり、組み合わせによってはそれぞれの市町の負担割合が大きく変わって参る内容でございます。そういったものを十分いろんなパターン、ケースの中で検証する中で、それぞれの市町の方で納得いただけるという割合の在り方というのを十分整理をさせていただいてご提案をさせていただきたいと思っておりますし、今ご質問の中でご提案いただいた組合の議会だけで良いのかというようなところもございます。そういったところも事務方の中では意見としては出ております。そういったところ、組合はあくまでも分担金をいただく立場でございます。そのいただく立場の中で、A市はこれぐらい、B市はこれぐらいという形で決めさせていただく方が良いのか、もしくは負担をいただくそれぞれ市町の方で一定検討をしていただいで調整をするという形の方が良いのかと

いう、どちらが良いかは別といたしまして、そういったいろんなケースの団体もたくさんございますので、そういったケースを十分検証する中でよりよい形で分担割合の在り方というところについては検討していきたい。そういうふうを考えております。

○田村直義議長 井上議員。

○井上治夫議員 そういうことで検討というのは、管理者の方どうですか。検討していくという姿勢を。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 もちろん、管理者、副管理者の方からも検討する様に指示をいただいておりますので、そういう形で進めさせていただきます。

○田村直義議長 井上議員。

○井上治夫議員 よろしく願いいたします。

もう一点、別の件ですけれども、同じく決算書20ページの公害健康被害補償事業、この割合というのはどういう形で決まっていくのか、教えていただけますか。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 この割合も、組合から排出される硫酸化物の排出量に対して単価を掛けたもので支払っているというところがございます。

以上です。

○田村直義議長 井上議員。

○井上治夫議員 そういう意味では、排出に対して補償するというのがあると思うんですけども、同じ補償というところで決算書14ページの、これも繰り返し言っておりますけれども地域補償費というのがずっと375万円、自治会とか区とかに補償されているんですけども、これについても検討する必要があるのではないかと。任意的な参加の自治体とか区とかではなくて、行政に対してちゃんと払う。行政が、それが必要かどうかは判断していくということに検討していくことが必要ではないかと。できたときの50年前の基準でずっと続くのではなくて、補償が必要であればどの補償で何に使ったか分かるような形で、支出すべきは住民に説明ができるような形での支出の在り方というのを是非検討していただけたらと思うんですけども、それはどうでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 こちらの方につきましても、従来よりご意見をいただいている内容でございます。しかしながら、他の団体も含めて検証しているようなところがございます。もちろん、年1回懇談会という形で3地域それぞれ回らせていただいて、組合の現状はお話をさせていただいているところがございます。

しかしながら、支出自体をどうするかというようなところにつきましては、具体的な話には今まだ至っていないというのが実情でございますが、なかなか私も一般職ではハードルが高いというのが実情でございます。また、管理者も同席をしていただく中で、懇談会の方は開催をしておりますので、いろんな少し時間をいただきながらよりよい方

向に進めていけたらなというふうには考えているところでございます。

○田村直義議長 井上議員。

○井上治夫議員 これも何度も繰り返し言っているので、是非少しでも前向きに額を減らすとか、何年先には打ち切るとかいう一定の方向を是非出していただきますように要望しておきます。

○田村直義議長 他、ございますか。

太田議員。

○太田秀明議員 前からちょっと申し上げてることですけども、事務報告の16ページに幹部会と書いてあります。幹部会は開催されているけども、正副管理者会議は一切開催されない。その正副管理者会議と幹部会議の違い、これは説明できますか。条例に載っているので説明はできるんですけど。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 まず、幹部会といいますのが私、管理職が入った会議でございます。正副管理者会議というのは、もちろん正副管理者3名と私が事務局側で入るというような形でございます。この規定につきましては、組合の行政補完機関運営規程の中で一定定めている内容でございます。

以上です。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 定めてますよね。そのそれぞれの性格があるわけですよ。ということは、正副管理者会議に該当する事項は今まで一切ないという理解なんですか。幹部会議だけで、乙環は運営されているということになりますよね。事務報告には一切、その最高意思決定機関である正副管理者会議がないということ、今まで1回も載ってないですよ。そうすると、幹部会だけでここは運営されているのかという。管理者は一切出てこないということ。事後報告だけということになります。それで良いのかどうかということも含めて、お伺いします。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 昨年度、正副管理者会議は2回開催をさせていただいております。この事務報告の方に、従前から正副管理者会議というものを記載をしておりませんでしたので、今回の資料では確認いただけないということで、次年度からは開催状況を記載するように見直しをさせていただきたいと思っております。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 むしろ、その正副管理者会議の方が重要ですよ。どちらも重要なんですけど。ですから、その最高意思決定機関の会議がなされていることの報告がないということ自体がおかしい。今おっしゃった、開催されている内容はどういうことかちょっと含めてお伺いしたいんですけども、2回開催されているのに載せていないというのは、これはミスですか。例えば事務報告って毎年似たような形でつくりますよね。単純ミス

なのか、管理者会議は載せなくても良いと思っているのか。私は、むしろ幹部会議は当然あるわけですから、その最高意思決定機関がどのような内容で開催されているのか、最高意思決定機関も管理者3人だけでやるのではなくて副管理者を含めて3人だけでやらなくて、幹部会議の人と一緒に乙環全体の運営について協議をしていくということが、私は必要だと思うんです。だから、そういうことをなされているのかどうか過去2回、去年は2回されているのですが、その辺のことをお伺いします。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 昨年度の正副管理者会議の内容でございますが、本組合の当初予算の査定をいただく会議でありますとか、あと一般廃棄処理計画、それから一般廃棄処理基本構想の本組合（案）についての最終の決定をいただく会議案件、それから市町分担金の検討についてを議題として開催をいただいております。

その会議には、正副管理者だけではなくて事務局長以下、管理職を含めまして担当局長・課長が出席いたしまして内容の方をご説明させていただき、会議の方を開催をいただいておりますという内容でございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 ありがとうございます。

そのように説明していただいたら、きちんとやっつけているなと理解するんです。是非、その事務報告にも表していただきたい。

そして、先ほどの分担金の話ですけど、管理者会議で議題に挙がっておるということですので、これ随分前からの議題ですよ。これ、今の分担金が適切なのかどうかという、構成団体の長はどう考えられているのかなということも含めて、大変重要な議題なんです。それで、これは管理者が提案して乙環の議会で決定する事項なんです。ですから、管理者会議で最高意思決定機関で決定して、議会が議決するという事なんです。ですから、乙環で決めるんです。先ほど、もちろん構成団体の長が構成団体自体の意志も尊重するわけですが、そこには管理者、副管理者がいらっしゃるわけですから、そこでもって幹部会と一緒に決めていくという形になると思うんです。ですから、前から議題に挙がっているのを適切であれば適切だと、今の分担金で問題なしという結論を出すべきなんです。それが、ずっと長い間放置されていることが好ましくないというふうに私は思っております。

もう1点だけすみません。随契の話、昔はよく浜野議員が必ずおっしゃっていた事項なんです。随契が非常に多いということで、随契が悪いということではなくて、随契の割合というのは年々少なくなっているのかどうかということと、随契、一般入札関係含めてどのぐらいの割合で随契がなされているのかなということ、まずお伺いします。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 本組合全体の契約における随意契約の割合ですが、業者選定委員会の審議案件といたしております一定額以上のものでしか今、ちょっと把握をしております

せんが、それでいきますと全体で令和3年度で申し上げますと、契約件数としては157件、そのうち約35%が随意契約、残り65%が指名競争入札というような内訳となっております。

過去からの経過でございますが、随意契約から入札に切り替えの可能な案件については、この数年間で切り替えた実績はございますけれども、従前からご指摘はいただいておりますが、なかなか受注可能な業者というのが複数ないような専門的な事業もありますし、そこに信頼、実績がなければ施設の安定稼働に支障を来すということがありますので、その辺りについてはいろいろ受注可能な業者を検索かけたりはしているんですけども、その中でどうしてもできないものについては、特に特命随契という形が継続している部分は、まだ多々残っているというのは実情でございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 随契のいわゆる発注見通し、公表、締結理由、これを公表しなさいということで契約規則に載ってますよね。実際に載っているんですけども、実際の随契、例えば157件の35%のどのぐらいを載せてられるのか。全部載せてないですよ。本来は締結理由も書かなければならないのですが、それも本当少しだけしか書いてない。何か難しさがあるんですか。その締結理由を書く難しさも含めて、今後どうされるのかお伺いします。

○田村直義議長 ちょっと議事の途中なんですけど、1時間超えたので休憩を入れます。

○太田秀明議員 分かりました。

○田村直義議長 11時15分まで休憩します。その後、答弁をお願いします。

休憩 (午前 11時03分)

再開 (午前 11時15分)

○田村直義議長 それでは、休憩を閉じ続開いたします。

太田秀明議員の質問に対する答弁を求めたいと思います。

古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 契約内容の公表でございますが、こちらにつきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律におきましては第8条第1号及び施行令第7条において公表が義務づけられております。こちら、工事で予定価格250万円を超える工事となっておりますが、本組合におきましては契約規則第23条の2に基づきまして、130万円以上の工事、それからシルバー人材センターとの随意契約、こちらを公表対象といたしております。

その他、公表を現在させていただいている案件といたしましては、入札につきましては従前から議員の方からご意見いただいております内容に基づきまして、入札結果につきましては全て公表させていただくということで昨年度から改善をさせていただいております。

その他の随意契約の案件につきましては、現時点では全てを公表対象といたしておりませんので、またそれを全て公表とすることになりますと、それにかかる事務量も大変膨大となって参りますので、現行の基準に基づいた公表をさせていただくということで考えております。

以上です。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 随契も公表しなさいというふうに謳っていますよね。随契は公表しなくて良いということではないですね。随契も公表しなければならない。随意契約の内容等の公表ということで、組合契約規則に載ってますよね。第23条の2、ですから、随契も規則に則って公表していくという姿勢は貫いていただきたい。事務作業が多くなるのはよく分かるんですけど、それができないので、そしたら規則を変えるかというところではないですよね。やはり、公明正大にやっていくということで規則に則って、公に公表して市民の皆さんに理解していただくということになるわけですから、是非ですね、人数が少なく大変でしょうけども、できる限り規則に則って乙環を運営していくということが適切であろうというふうに思いますし、是非お願いしたいと思います。

質問も簡潔にということですので、あと1点だけすみません。

その随契の限度額って載ってますよね。限度額は、構成団体もそうですけども、地方公共団体、政令指定都市以外は130万ということで地方自治法にも載っています。ですから130万はそれで良いんですけども、それ以上の金額、実際随契されていますよね。その法的根拠は何かということ、ちょっと説明をいただけたらありがたいなというふうに思います。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 130万円以上の随意契約の関係ですが、この法的根拠は地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定でございます。第1号で金額の規定がございしますが、2号以降はその契約の内容・目的等に応じて、状況に応じてそれぞれ規定がされております。本組合の事務報告書の最終の参考資料といたしまして、各工事の点検、委託の点検、それからその他の契約につきましては業者選定委員会において審議された契約、これは随意契約の限度額を超える契約、予定額が高くなるものを対象といたしておりますが、こちらをご覧くださいますと基本的に随意契約として本組合に実績と出てくるのは、第1号か第2号ですね。それと第8号が主な理由というふうになっております。

以上です。

○田村直義議長 よろしいですか。

○太田秀明議員 もう1点、すみません。

どういふんですかね。今、おっしゃっていた地方自治法施行令第2号は金額は示されてない。金額が示されていないということは、随契で極端な話100億でも随契ができ

るということになってくるんですね。ですから、法的根拠は地方自治法施行令第167条の2第2号が法的根拠ですけども、ただ金額が定められてないということででき得るならば、条例で最高限度額を決められたら良いのではないかなというふうに私は思いますので、ここでお答えいただくというのは難しいですから、是非その辺の検討もしていただきたいなというふうに思います。

以上です。すみません。

○田村直義議長 要望ということで。

他、ございますか。

小原議員。

○小原明大議員 すみません。私も随契に関してなんですけど、随契するしないもあるんですけど、施行令第1号、要は規定の金額以下なので随契やっているというやつに関して、見積合わせをしているのとしていないのとがあって、してないやつも別にしてもよさそうなものもあるんじゃないかなという印象を受けたんですけど、見積合わせするせんというのは何かガイドライン的なものはあるんでしょうか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 組合の内部的に詳細なルールとしてのガイドラインとまでは定めておりません。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 そのままお聞きしますと、ご担当任せになっているように聞こえちゃるんですけど、どうですか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 随意契約につきましては、ガイドラインはございませんが、従前から内部全庁的には可能な限り随意契約の見積合わせをするようにということで、複数業者を検索をいただくと、それは我々が特殊な業務でございますので、他団体の実績ある業者なども、入札参加業者なども類似の業務で検索をしております。

ただ、我々市町の登録業者の中からという条件もございますので、あまり広い範囲で検索させていただいても現在登録のない業者というのも出て参りますので、そのような業者には受注可能かどうかという問い合わせをする中で、可能であれば関係市町の登録をお願いをして、また今後、入札等にも参加いただきたいようなところで参加可能な業者を増やすという努力は日々させていただいております。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 その登録業者を増やすという話ではなくて、見積合わせできそうだけでもやってないんじゃないかなというふうに見受けられたので、見積合わせはできる限りやるべきだと思いますし、そこはご担当任せではなしに、こういう場合は見積合わせする、こういう場合はしなくてもやむを得ないみたいな基準はあった方が良いのかなと思いましたので、またご検討いただければと思います。

もう1点、指名競争入札ですけれども、公募型指名競争入札をされているのも幾つかありますけれども、この公募型をするしないという線引きの基準はあるんですか。

○田村直義議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 公募型指名競争入札、近年の実績といたしましては焼却灰の運搬、それから余剰電力の売却、それと電力購入が実績としてございますが、このような業務については我々毎年、年間で発注している業務等と異なりまして、過去に例がないものですとか、数年に1回のものかつ近隣の関係市町でも実績のないような業務というのがありますので特殊性がございますので、なかなかこちらから一方的に指名をしても参加をいただけないという可能性もございますので、こういう案件につきましてはこちらから公募をさせていただきまして参加意欲のある業者、一定の業務実績などの条件を設定をさせていただいておりますので、そのような条件を満たす業者で意欲のある業者を公募させていただいて、審査の上入札をさせていただいたということでございます。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 ありがとうございます。

契約の中で、第8号になっている入札不調により随契になっている案件が、これが例年と比べて多いのか少ないのかちょっと分からないんですけど、ひょっとしたらコロナの影響などによってというのものもあるのかもしれないなと思ったんですけど、これが不調にならないためにもより広い目で業者を探すということも必要なかなと思いましたが、また教えていただければと思います。

あと1点だけ、先ほど論議のありました分担金なんですけども、先ほど局長から正副管理者から検討しろという指示もいただいているのでやっていくというようなお話があったんですけど、とは言え、じゃあ、こうですというのを打ち出すのは非常にプレッシャーもある話だなと思いますので、例えば施設整備の構想や計画でしたらコンサルが入って作っていくわけですけど、例えば学識経験者ですとか審議会みたいなもので、もう少し広い目でいろんなご提言をいただいた上で、二市一町の特殊な要因も勘案して最終的に決めていくような形でもよいのかなと思ったんですけど、そういった手法というのは何か考えられているのでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現段階では今ご指摘いただくようなことは考えてはございません。

しかしながら、分担金という位置づけの関係上、それぞれにご負担をいただくというような内容にもなっておりますので、そういう特殊な識者のご意見をいただく必要がある場合においては、そういったことの導入についても考えていくということで今は考えておりますが、現段階では事務方で一定の整理をさせていただいて、その後、正副管理者の方にご報告をさせていただき、ご判断をいただくというような形で進めさせていただきます。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました。

○田村直義議長 他、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田村直義議長 それでは質疑も尽きたようですので、次は討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第9号議案について、原案どおり認定することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第9号議案、令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定されました。

○

○田村直義議長 次に日程7、第10号議案「令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程7、第10号議案「令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,187万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億2,240万8,000円とするものであります。

それでは、補正予算書3ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、5ページの歳入から順次ご説明申し上げます。

まず歳入では、款3財産収入、項1財産売払収入におきまして、上半期の金属類の売払単価が当初見込みを上回りましたことから、目1物品売払収入で774万2,000円を増額補正するものであります。

次に、款4繰入金、項1基金繰入金では、今回の補正により歳出予算で増額補正を行う必要が生じたことから、その財源不足を補うため財政調整基金の一部を繰り入れることとし、目1財政調整基金繰入金で1,696万2,000円を増額補正するものであります。

次に、款5繰越金、項1繰越金では、令和3年度から繰越金が1,824万7,258円と確定いたしましたことから、当初予算に計上いたしておりました200万円を差し引きまして、1,624万7,000円を増額補正するものであります。

次に、款5諸収入、項2雑入では、余剰電力の売却単価が当初見込みを上回りましたことから、直近の売却実績分に係ります単価相当額といたしまして92万円を増額補正

するものであります。

次に、6ページからの歳出では、まず款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして、世界的な燃料価格の高騰により卸電力市場価格が高騰していることに加えまして、本組合各施設の電力供給契約の入札が不調となりまして、電力供給電気事業法の規定に基づき、一般送配電事業者と最終補償供給契約を締結して電力の供給を受ける必要が生じたことから、電力供給単価の高騰によりまして庁舎で使用する電力の購入に係ります予算が不足するため、11節需用費、光熱水費で51万4,000円を、また本組合条例規則等の改正に伴う追録見込みが当初予算額を上回るため、例規データベースシステム更新委託料で22万3,000円をそれぞれ増額し、これらを合わせまして73万7,000円を増額補正するものであります。また、目5基金費では、財政調整基金積立金におきまして912万4,000円を増額補正するものであります。

なお、今回の補正後での財政調整基金の令和4年度末現在高見込額は3,528万5,000円となる見込みであります。

次に、款3衛生費、項1清掃費では、款2総務費と同様、電力購入単価の高騰によりまして、各施設の電力購入に係ります光熱水費の予算が不足いたしますことから、目2ごみ処理費で2,549万5,000円、目3し尿処理費で121万9,000円、目4埋立地管理費で100万5,000円、目5リサイクルプラザ費で246万6,000円、目6ストックヤード管理費で182万5,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

以上、令和4年度乙訓環境衛生組一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

小原議員。

○小原明大議員 すみません。確認をさせていただきたいんですけど、この電力の値上げ合計して3,000万以上というので、なかなか厳しいなというのを感じたんですけども、今年度後半戦はまだ半分あるわけですけど、この三千何ぼの値上げで今年度は行けそうなのか、まだ先があるのかというのはどうですか。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まだ社会情勢が不安定な中、今後、見通しがなかなか立てられないのが事実でございまして、一旦、この補正内容につきましては関電に最終保証契約、どこでも取引先契約が次に結べない場合に9月、10月でさせてもらってます。その次には、より安価な契約先が同じ関電なんですけど乗り換えさせていただきまして、少しでも抑える金額で契約の試算をさせていただきました。この金額ベースでいけると想定はされますが、ごみ処理施設の運転稼働状況にもよりますし、世界的な原油高の上昇等を踏まえまして、これで行けるということはなかなか申し上げられないですけども、大体

行けそうなベースで積算させていただいたということでございます。

○田村直義議長 よろしいですか。

他、ございませんか。

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第10号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第10号議案、令和4年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何かございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここで少しお時間をいただきたいと思います。

大山崎町議会選出議員の皆様につきましては、10月23日をもって任期満了となりますことから、この議会が最後の組合議会となりますので、各議員の皆様方よりご挨拶をいただきたいと思います。本日は岸議員が欠席ですが、お二人にお願いしたいと思います。

まず、島一嘉議員、お願いいたします。

○島 一嘉議員 皆さん、ありがとうございます。

私は島一嘉、この議会議員1期目で後半の2年間、乙訓環境衛生組合の議員として来させていただきました。地元選出の議員として、この地元であります大山崎町から乙環の方に行かせていただいたわけですが、地元の声として昭和39年に乙訓環境衛生組合ができたときに、俺らが協力したからできたんやだという自負が根強くあります。その当時、公害問題で全国でいろいろと支障がありましてなかなか協力を得られなかったところを、わしらが協力したからここに乙環ができたんやだという自負が地元の中では根強くありまして、その中でこういうふうに議会の運営の方に関わらせていただけたこと、ありがたく思っております。今は大山崎町を代表し、また二市一町の15万人の生活を支えているこの処理施設をより謙虚に、また安全に運営をしていくお手伝いができることを喜ばしく思っておりますし、今後もまたお世話になっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

2年間ではございましたが、ありがとうございます。また、今後もよろしく願いいたします。

○田村直義議長 続いて、井上治夫議員、お願いいたします。

○井上治夫議員 井上治夫です。ありがとうございました。

私、初めて議員になってこの4年間ずっとこの乙環にいさせていただきました。今、世界的にいろんな問題が災害とか起こってきて、地球温暖化の問題も含めて環境問題に大変関心が高くて、この乙環が廃棄物の処理だけではなくて環境を学ぶ第一の拠点となるように、これから発展していくことを願っています。

どうもありがとうございました。

○田村直義議長 ありがとうございました。

続きまして、前川管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

前川管理者。

○前川 光管理者 恐れ入ります。ただいま、議長から発言のお許しをいただきまして、貴重なお時間ではございますが、誠に恐縮ではございますが一言お礼を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、私、平成30年の12月から本組合の管理者を仰せつかりまして、4年間様々な課題がございましたが、各議員の皆様には何かとご指導・ご鞭撻を賜りまして、ここに一応職務を全うすることができまして大変光栄に思っております。改めまして、ご厚情に対しまして心からお礼を申し上げます。

最後になりましたが、各議員におかれましては健康に十分ご留意いただきまして、本組合のさらなる発展のために、今後もなお一層ご尽力賜りますようお願いを申し上げます。私からの最後のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○田村直義議長 それでは、これをもちまして乙訓環境衛生組合議会令和4年第3回定例会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでした。

閉会 午前 11時40分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 田村直義

乙訓環境衛生組合議会議員 太田秀明

乙訓環境衛生組合議会議員 小原明大